資料３

第１１６回東海市長会通常総会

決　　議　　（案）

平成２５年５月１７日

東　海　市　長　会

決議案第１号

真の地方分権改革の推進に関する決議（案）

国は地方に対し、地方公務員給与の減額措置を要請するとともに、その相当分について、地方の固有財源である地方交付税を削減するに至った。

これは、これまで地方が国に先んじて取り組んできた、国をはるかに上回る総人件費削減などの行財政改革をまったく無視したものである。地方公務員給与を臨時的な国家公務員の減額措置に準ずるべきものとすることは、地方の財政自主権を侵害し、地方自治の根幹を揺るがすものであり、到底認められるものではない。

また、分権型社会の構築に向け、都市自治体が長年にわたり求めてきた、自由度が高く安定した地方財源の確保に反して、国は地域自主戦略交付金を廃止し、ひも付き補助金を復活した。

衆参両院での「地方分権推進決議」から２０年の節目に当たる本年、これら地方分権改革の流れに反した中央集権強化の動きは、誠に遺憾である。

地域のことは地域の住民が決め、活力と魅力に溢れた地域社会を実現するため、国におかれては、真の地方分権改革推進に必要な措置を適切に講じるよう、下記事項について強く要請する。

なお、地域経済の減速にもつながりかねない今回の給与削減要請は、景気回復を最優先課題とした国の政策に矛盾することを指摘する。

記

１．地方の固有財源である地方交付税を一方的にカットし、地方公務員給与の削減を強要するなど、地方分権の流れに著しく反する国の方針を押し付けないこと。
２．地方分権改革推進委員会が一連の勧告の基本に掲げた都市自治体優先の原則に立ち戻り、義務付け・枠付けの廃止、権限移譲及び地方財源の充実強化を図ること。
３．法制化された国と地方の協議の場を形骸化させることなく、地方の意見が十分反映されるよう、適切な運営を行うこと。
４．地方と国との総人件費が適正に比較できるよう、ラスパイレス指数等を見直すこと。

以上、決議する。

平成２５年５月１７日

東海市長会

決議案第２号

地震・津波等防災対策の充実強化に関する決議（案）

昨年被害想定が公表された南海トラフの巨大地震については、死傷者や建物被害は過去に例を見ないほど甚大になると示された。一方、住民の避難意識啓発や建物の耐震性の強化等の防災対策による被害軽減も推計されており、このことから、都市自治体は、可能な限り被害を最小限に抑止する、防災・減災対策を早急に進めていく必要がある。

よって、国においては、国民の生命と財産を守る使命を自覚し、更なる即効性のある防災・減災対策の実施に向けて、既存の法制等にとらわれることなく、下記事項について迅速かつ万全の措置を講じるよう強く要望する。

記

１.「南海トラフの巨大地震による震度分布・津波高及び人的・物的被害想定」に基づき、早急に防波堤、海岸・河川堤防、橋梁などハード対策と情報伝達体制の充実などソフト対策を組み合わせた抜本的な地震・津波防災対策を策定するとともに、この巨大地震対策に関して、財政措置も含めた巨大地震対策特別措置法（仮称）を制定すること。

２.国道等が津波被害想定区域にあり代替道路もない区域の未整備の高速道路については、救助・救急・物資の緊急搬送に不可欠であるため早期に完成すること。また、高速道路の盛土法面が津波一時避難に有効であったことから、高台の高速道路施設用地などを緊急避難場所として、早急に利用できるようにすること。

３．都市自治体が実施する各種防災・減災対策に対して、財政措置の拡充・強化を図るとともに、津波による被害が想定される地域の住宅等の移転に係る土地利用の規制緩和など、地域の特性と実情を考慮して柔軟に対応すること。

４．広域的で甚大な災害に的確に対処できるよう、国の危機管理組織体制を整備し、国と自治体及び関係機関の緊密な連携により被災地を早急かつ効果的に支援する広域支援体制を構築するとともに「基幹的広域防災拠点」を東海地域に早急に整備すること。

５．被災自治体の支援を効果的に行うため、災害救助法及び関係する諸制度において、支援物資の提供、職員派遣等の都市自治体間の支援に係る仕組みの確立と財政措置を講じること。

以上、決議する。

平成２５年５月１７日

東海市長会